

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和8年3月5日(木)

開会 午前 9時00分

閉会 午前11時13分

出席者 委 員 委員長 小 平 啓 佑

小太刀 孝 之 小久保 かおる 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 天 谷 浩 明 小 堀 良 江

傍 聴 者 雨 宮 茂 樹 針 谷 育 造 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 内 海 まさかず 針 谷 正 夫

福 田 裕 司 大阿久 岩 人 白 石 幹 男

関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 議事課長 野 中 繭実子

係 長 小 林 康 訓 主 任 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	癸 生 川	亘
経 営 管 理 部 長	金 井 武	彦
地 域 振 興 部 長	佐 山 祥	一
危 機 管 理 監	狐 塚 光	紀
消 防 長	本 名 義	人
総 合 政 策 課 長	潮 田 美	紀
広 報 課 長	渡 邊 浩	志
行 財 政 改 革 推 進 課 長	茅 原 洋	一
デ ジ タ ル 推 進 課 長	宇 津 野 薫	朗
危 機 管 理 課 長	北 平 雅	章
力 ー ボ ン ニ ュ ー ト ラ ル 長	小 林 博	己
推 進 課 長		
総 務 人 事 課 長	佐 藤 正	実
総 務 人 事 課 主 幹	飯 塚 昭	浩
管 財 課 長	奈 良 部	満
財 政 課 長	深 津	勝
税 務 課 長	山 岸 良	郎
収 税 課 長	金 子 博	文
地 域 政 策 課 長	鈴 木 邦	彦
大 平 地 域 づ くり 推 進 課 長	渡 辺 由	夫
藤 岡 地 域 づ くり 推 進 課 長	安 塚 欣	也
都 賀 地 域 づ くり 推 進 課 長	島 田 和	行
西 方 地 域 づ くり 推 進 課 長	安 達 博	美
蔵 の 街 課 長	一 条 嘉	之
ス ポ ー ツ 課 長	大 阿 久	剛
渡 良 瀬 遊 水 地 課 長	松 本 佳	久
消 防 総 務 課 長	小 川 信	幸
警 防 課 長	名 湊 恭	司
消 防 第 1 課 長	長 江 幸	一

令和８年第２回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和８年３月５日 午前９時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 24 号 栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 25 号 栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 26 号 栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 27 号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 28 号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 29 号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 30 号 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 31 号 栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 45 号 栃木市定住自立圏形成方針の変更について
- 日程第 10 議案第 17 号 令和７年度栃木市一般会計補正予算（第８号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小平啓佑君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（小平啓佑君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小平啓佑君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第24号 栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小林カーボンニュートラル推進課長。

○カーボンニュートラル推進課長（小林博己君） では、着座にて失礼して説明させていただきます。

ただいまご上程いただきました議案第24号 栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案書は23ページ、議案説明書は5ページでございます。

初めに、議案説明書の5ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、地球温暖化対策推進事業への寄附金を積み立てるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1つ目が題名を改めること、2つ目が基金の目的及び名称を改めること、3つ目が積立てに係る規定を改めること、4つ目が字句の整理を行うことでございます。参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、6ページ、7ページの条文の新旧対照表を御覧ください。改正の内容を説明いたします。まず、基金条例の名称が「栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例」から「栃木市地球温暖化対策基金条例」となります。

次に、第1条の設置ですが、再生可能エネルギーの普及を促進するための事業から地球温暖化対策を推進するための事業となります。

第2条の積立てに関しまして、市有施設屋根貸出事業から生じる使用料と予算で定める金額を積み立てるものとしていたものに指定の寄附金を加え、単に予算としていたものを一般会計歳入歳出予算と文言を整理いたしました。

また、6条の処分に関しましても、普及促進事業から地球温暖化対策推進事業としております。

それでは、議案書の23ページをお開きください。栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正する条例の制定についての制定文でございますが、内容につきましてはただいま説明したものとしますので、省略をさせていただき、次の24ページの附則を御覧ください。施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、栃木市再生可能エネルギー普及促進基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。説明ありがとうございます。

文言の字句の整理なのですけれども、最初の普及促進事業から地球温暖化対策推進事業に変わった、この変えた意味というものを知りたいのですけれども。やはりCO₂削減だとか、環境の関係でだんだん切迫してきたのかなという気がするのですが、そこら辺について、もし変更の考えが分かるのであればお伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 小林カーボンニュートラル推進課長。

○カーボンニュートラル推進課長（小林博己君） 以前の再生可能エネルギー普及促進基金ということで入れていましたときには、実は太陽光発電事業者の市有施設の屋根の貸出し事業が開始されて始まったものでございまして、それを積み立てて、今蓄電池であるとかV2Hのほうの太陽光を基礎にした、そういった事業のほうに充当しているような事業だけ行ってきたような状態だったのですけれども、昨今の地球温暖化を顧みて、今度からふるさと納税のほうからこちらのほうのコースをいただいて、寄附金をいただけるような形になりましたので、市の中で進める地球温暖化対策事業について、各種事業のほうに予算を充当できるような形を取りたいと思ひまして、その枠を広げるために地球温暖化対策事業とさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第2、議案第25号 栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤総務人事課長。

○総務人事課長（佐藤正実君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第25号 栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は25ページから27ページ、議案説明書は8ページから13ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の8ページを御覧ください。提案理由であります、行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要であります、1、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方式を改めること、2、引用条項を改めること、3、引用条項及び読替規定を改めることとでございます。なお、参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、10ページ、11ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第15条の聴聞の通知の方式でございますが、現行の第3項では、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知につきましては、当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、掲示を始めた日から2

週間が経過したときに、当該通知がその者に到達したとみなすとして、公示の方法による聴聞の通知について規定をしてございました。

今般、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法におきまして、公示の方法による聴聞の通知につきましては、現行の掲示場での掲示に加え、インターネットを活用して行うこととなったことから、行政手続法と趣旨を同じくする栃木市行政手続条例の一部改正が必要となりました。

そのため、改正案でございますが、公示の方法による聴聞の通知について、第15条第4項の3行目の後半からになります。公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態、いわゆるこの部分がインターネットの活用を指すことになりますが、この状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を取ることによって行うものとする改めるものでございます。この場合におきましては、現行と同様に当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなすとしてございます。

次に、第16条につきましては、引用条項を改めるものであり、第22条につきましては、引用条項及び読替規定を改めるものでございます。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。第29条につきましては、引用条項及び読替規定を改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の25ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の26ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま議案説明書の新旧対照表によりご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

27ページを御覧ください。上から5行目の附則となりますが、この条例の施行期日は、令和8年5月21日から施行するというものでありまして、行政手続法の施行期日と同日としてございます。

次に、経過措置であります。この条例の施行の日以後に行う通知について適用し、同日前に行った通知については、なお従前の例によるものとしてございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。説明ありがとうございます。

具体的に不利益処分という例があればお伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤総務人事課長。

○総務人事課長（佐藤正実君） 過去の不利益処分につきましては、行政手続法の取消し処分といたしましては、平成30年に特定非営利活動法人の設立認証の取消し処分が1件ございました。行政手続条例につきましては、最終的に処分の実施はございましたけれども、栃木市企業立地促進条例の奨励措置の指定取消しに関しての手続が1件ございました。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第3、議案第26号 栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 飯塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

ただいまご上程をいただきました議案第26号 栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は28ページ、29ページ、議案説明書は14ページから17ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の14ページをお開きください。提案

理由でございますけれども、拘禁刑以上の刑に処せられた職員に係る失職の特例を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございます。本条例に職員の失職の特例に係る規定を加えるものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。次の16ページ、17ページを御覧ください。第1条につきましては、字句の整理と、「並びに職員の失職の特例」という文言を加えるものでございます。

第5条には、失職の特例として、第1項及び第2項を条文として追加をしてございます。第5条第1項につきましては、「任命権者は、拘禁刑以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、当該職員がその職を失わないものとするができる。」という文言を加え、第2項として、「前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消しの日にその職を失う。」という文言を加えております。

第6条につきましては、現行の第5条を6条に修正するものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたしますので、議案書の28ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次の29ページを御覧ください。改正文であります。内容につきましては新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明いたします。この条例の施行期日は、令和8年4月1日とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

ございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。

この改正で特例を設けた背景というのを伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 背景につきましては、県内の市でほとんどやっております。やっていないのはうちと、今は佐野市だけになりました。ということで、ほかの市と合わせてという形でございます。ただ、今までかかったのは、今回やるのにつきましては、職員の高齢化が進んでいること、また地域貢献で公務ではないものも含めて、公務員が仕事を今回しなくてはならないと

いうこともあって、事故も増えるということがありまして、早急につくる必要があるという形で、この条例を上程するものでございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 分かったのですが、要はそこら辺が多分いろいろな面で過失という状態になったときの救済措置みたいなものですか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第4、議案第27号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

ただいまご上程いただきました議案第27号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は30ページから36ページまで、議案説明書は18ページから49ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書18ページを御覧ください。提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、部分休業制度の拡充を

はじめ、仕事と育児、介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずることとされたこと等を踏まえ、本市においても職員が仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備し、職員のワーク・ライフ・バランスを一層推進するに当たり、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございます。第1について、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正、第2については、栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する内容を記載しております。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、参照条文については、説明を省略させていただきます。

それでは、20ページ、21ページを御覧ください。改正文、第1条の栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する関係でございます。8条の2につきましては、字句の整理を行うものでございます。

次に、22ページ、23ページを御覧ください。13条の病気休暇でございます。条例が病気休暇の期間等を定めておりましたが、この内容を規則に委任するものでございます。

次の24ページ、25ページも同様でございます。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。14条の特別休暇でございますが、条例が休暇の原因や休暇の期間等の詳細を定めておりましたが、その内容を規則に委任するものでございます。

次に、15条の介護休暇でございますが、配偶者等に係る規定の整理と、介護休暇の単位に係る規定を削除するものでございます。

15条の2につきましては、引用条文を改めるものでございます。

次に、18条の2につきましては、出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等の措置に係る規定を追加したものでございます。仕事と出生、育児との両立を図るために、対象職員に利用できる既存の休暇制度をお知らせするとともに、それらの休暇等制度を利用するかの意向確認などを行うものであります。改正後、それらの公示が義務づけられるものでございます。

次に、28ページ、29ページを御覧ください。第18条の3につきましては、介護両立支援制度の措置に係る規定を追加したものでございまして、先ほど出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等と同様の措置に加え、仕事と介護との両立に係る研修の実施、相談体制の整備、職場環境の整備が義務づけられるものでございます。

次に、30ページ、31ページを御覧ください。先ほどご説明いたしました第14条の特別休暇の詳細を規則に委任することに伴い、休暇の原因を定めた別表第1を削除するものでございます。こちらが43ページまで続きます。

次に、42ページ、43ページを御覧ください。42ページにある別表第2につきましても、14条の改正に伴い削除するものでございます。

次に、改正文第2条の栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正関係でございます。第2

条につきましては、字句の整理を行うものでございます。

次に、44ページ、45ページを御覧ください。第21条から46ページ、47ページの第24条までにつきましては、部分休業に係る規定を整備したものでございます。仕事と育児との両立を図ることを目的に令和8年4月1日より柔軟な部分休業の取得を可能とするものでございます。部分休業の主な改正内容につきましては、詳しくご説明いたしますと、今現在ですけれども、改正前につきましては、1日につき2時間まで、勤務時間の始めと終わりのみ取得可能となっておりました。改正後につきましては、第22条の第1号部分休業、第22条の2の第2号部分休業のいずれかを選択できるものとなります。第22条の第1号部分休業につきましては、1日につき2時間まで、どの時間でも取得可能となります。勤務時間の始めと終わりという条件を削っております。第22条の2の第2号部分休業につきましては、1会計年度につき10日間相当の範囲内で、1日単位や1時間単位の部分休業が取得可能となるものでございます。

同じく46ページ、47ページを御覧ください。栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正でございます。

48ページ、49ページを御覧ください。第2項におきまして、字句の整理を行うものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたします。議案書の30ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、31ページを御覧ください。改正文でありますけれども、内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則についてのみ説明いたします。

36ページを御覧ください。第1項につきましては、この条例の施行期日は、令和8年4月1日とするものでございます。

第2項の栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） たびたびありがとうございます。

この改正によって、今までよりも多分取りやすくなるのかなという気はします。それと、その反面、これは人事の問題でしょうけれども、その割合が増えてくれば、当然任期付職員という形も増やさなければならないのかなと思うのですが、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 委員のおっしゃるとおりで、確かに取りやすくなると思っていて、当然取得になれば、職場のほうで休む方が出てくるといことも考えられますので、そこら辺はうちのほうも検討しまして、できるだけそういう情報がうちのほうに届くような形で、適正に対応するようには検討を進めてまいりたいと思っています。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そこは非常に大事なところであって、やはり市民のため、市民の皆さんに不便を来さないことが大事なので、ちょっと外れてしまいますけれども、今100条をやっていますけれども、忙しいからではなくて、そこら辺のきっちりしたキャパの人数がいないと大変なのだろうなというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

申請頻度が増えるというところになると思うのですが、その申請の方法については、今までどおりとして申請する方法にするのか、もしくは新たに申請の仕方を変えるのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 基本的には今までと同じような形で、年度当初にどういう形を取るかというのをしていただければと思っています。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 休暇を取る場合、時間給であったり、こういった介護またはそういったところ、場長承認になると思うのですが、基本的には所管課の課長さんの承認ということによろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 年間通して部分休業を取るというのは年度当初にやって、随時の場合は当然所属長が許可するような形でございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第5、議案第28号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） ただいまご上程いただきました議案第28号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は37ページから38ページ、議案説明書は50ページから53ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の50ページを御覧ください。提案理由でございます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、期末手当につきまして、令和8年度以降、6月期及び12月期の支給割合を均等に100分の175とするものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の52ページ、53ページを御覧ください。期末手当の支給割合を100分の177.5から、改正案のとおり令和8年度から100分の175に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の37ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次の38ページを御覧ください。改正文であります。内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明いたします。この条例の施行期日は、令和8年4月1日とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君）　討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君）　ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君）　次に、日程第6、議案第29号　栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤総務人事課長。

○総務人事課長（佐藤正実君）　よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

ただいまご上程いただきました議案第29号　栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は39ページ、40ページ、議案説明書は54ページから57ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の54ページを御覧ください。提案理由であります、顧問弁護士の報酬の額を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要であります、顧問弁護士の報酬の額を改めるものでございます。なお、参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、56ページ、57ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。別表第1条関係となります、顧問弁護士の報酬の額を36万円から48万円に改めるものでございます。

なお、報酬額の算定に当たりましては、行政執行上の法律相談については、顧問弁護士1名と特

定任期付職員の弁護士1名で対応してきましたが、特定任期付職員の弁護士が令和6年度をもって退職したことにより、顧問弁護士に対する相談件数が増加してございます。そこで、顧問弁護士の報酬の額を業務量に対して相応の額とすることにより、法律相談体制の維持を図るため、その報酬の額を改める必要があり、栃木県内他市の顧問弁護士の報酬額を参考にしたところでございます。

また、顧問弁護士の人数につきましては、現在栃木市顧問弁護士設置規則に基づきまして1人としてございますが、相談件数が増加していることから、来年度からは2人体制にしたいというふうに考えてございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の39ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきまして、次の40ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま議案説明書の新旧対照表によりご説明申し上げましたので、一番下の附則を御覧ください。この条例は、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。

確認させてもらいます。単位は月額ですか、年額でしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤総務人事課長。

○総務人事課長（佐藤正実君） お答え申し上げます。

年額となります。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 先ほど任期付職員の弁護士さんとかって、ちょっと聞き忘れたのですけれども、2人体制だったのが1人になったということでありますけれども、今後もう一人を増やす予定というのはどうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤総務人事課長。

○総務人事課長（佐藤正実君） お答え申し上げます。

令和6年度末での退職に伴いまして、その後も募集等してございました。結果として、現在不在となっております。しかしながら、任期付職員の弁護士につきましては必要と考えておりますので、令和8年4月1日からは採用はできませんけれども、令和8年10月1日からの採用に向けて、現在募集を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第7、議案第30号 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤総務人事課長。

○総務人事課長（佐藤正実君） よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

ただいまご上程いただきました議案第30号 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は41ページ、42ページ、議案説明書は58ページから61ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の58ページを御覧ください。提案理由であります、令和8年4月1日からの組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例及び栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするのでございます。

改正の概要でございますが、1、栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正につきましては、審議会の庶務の所管課を改めること、2、栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校

舎等利用事業者審査委員会条例の一部改正につきましては、委員会の庶務を改めるものでございます。なお、参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、60ページ、61ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正につきましては、第6条、審議会の庶務を総務人事課から人事課に改めるものでございます。

次に、栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の一部改正につきましては、第9条、委員会の庶務を行財政改革推進課から総合政策課に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の41ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます、次の42ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま議案説明書の新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、一番下の附則を御覧ください。この条例は、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第30号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第8、議案第31号 栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） よろしく申し上げます。座ってご説明させていただきます。

ただいまご上程いただきました議案第31号 栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は43ページから48ページまで、議案説明書は62ページから77ページまでであります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の62ページを御覧ください。提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ職員の給与を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要であります、国家公務員の給与改定に準じ、第1においては、職員の手当に初任給調整手当を加えるため、所要の改正を行うこと、通勤手当の額を改め、駐車場等に係る通勤手当に係る規定を加えること及び期末勤勉手当の支給割合を改めること、第2においては、特定任期付職員の期末勤勉手当の支給割合を改めること、第3においては、企業職員の手当に初任給調整手当を加えるため、所要の改正を行うものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、次の64ページ、65ページを御覧ください。まず、栃木市職員の給与に関する条例の一部改正であります。給与に関する第2条第1項の改正につきましては、手当の種類に初任給調整手当を加えるものであります。初任給調整手当に関する第7条の3の改正につきましては、初任給が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するため、初任給調整手当を支給するものであります。

次に、66ページ、67ページを御覧ください。通勤手当に関する第10条第2項第1号の改正につきましては、項が増えたことによる改正であります。同項第2号の改正につきましては、通勤手当の額を6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額として、規則への委任及び委任に伴う削除でございます。

次に、68ページ、69ページを御覧ください。第3項の改正につきましては、項が増えたことによる改正でございます。改正案第5項の改正につきましては、駐車場等に係る通勤手当を月額5,000円を超えない範囲で支給するものであります。

次に、70ページ、71ページを御覧ください。改正案第6項から第10項の改正につきましては、第5項を追加したことによる改正及び字句の整理等であります。期末手当に関する第17条第2項及び第3項の改正につきましては、期末手当の額について、令和8年度以降、6月期、12月期の期末手

当の支給割合を均等にするものであります。

続きまして、72ページ、73ページを御覧ください。勤勉手当に関する第17条の4第2項の改正につきましては、令和8年度以降の6月期、12月期の勤勉手当の支給割合を均等にするものであります。

続いて、下段を御覧ください。一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正であります。第9条の第2項の改正につきましては、特定任期付職員に対する令和8年度以降の6月期、12月期の期末手当、勤勉手当の支給割合を均等にするものであります。

さらに、下段及び74ページ、75ページを御覧ください。栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。給与に関する第2条第3項の改定につきましては、手当の種類に初任給調整手当を加えるものであります。初任給調整手当に関する第4条の2の改正につきましては、初任給が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するために初任給調整手当を支給するものであります。

続いて、下段及び76ページ及び77ページを御覧ください。栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であります。附則第3条及び第4条第4項から第7項の改正につきましては、字句の整理を行うものであります。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書43ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

44ページを御覧ください。こちらは改正文であります。内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

47ページの附則からご説明いたします。第1項の施行期日等につきましては、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項の栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例ですが、内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。

まず、確認をさせていただきます。この地域別最低賃金というのは、どういうことを言っているのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 給与が先ほど申したとおり最低賃金を下回るということなのですが、基本的にはうちの職員には想定はされてございません。おそらく医者とか看護師さんを採用しているところかなと思ってございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、このことによって初任給の調整額というのですか、4月からでしょうけれども、大体今回どういう見込額というのが分かるのであればお伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 調整手当、基本的には想定されていませんので、特にそれはございません。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） あと2つあります。

もう一つは、通勤手当が変更になりますね。これについての見込額というのはどうなのでしょう。今までよりもこのぐらい増加になるとかというのが分かるのであれば、お伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） ちょっとお時間もらっていいですか、確認……。

○委員長（小平啓佑君） もう一つ、天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、もう一つ、期末手当について、これは増えるのか減るのか。であれば、また金額をお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） まず、期末手当なのですけれども、今回の改正につきましては増えるものではございません。あくまでも均等にするものでございます。

通勤手当については、今回駐車場の関係と通勤の増えるというのがあるのですけれども、基本的には駐車場が今回なかったものをつけるということの想定で、距離に応じて変わっていくものについては、今回今まで以上にあった人は2人ぐらいしかいないので、若干変わります……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 駐車場料金につきましては、上限5,000円で今回条例改正でございいます。恐らく今調整をして、額を幾らにするかという調整でございいますけれども、仮に5,000円ですと4,800万円程度のりまして、それを幾らにするかは今各市で調整中でございまして、各市の状況に応じて額を規則に定めるという形で、実費を負担するという形で検討してございます。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 駐車料金5,000円ということですが、契約書を提出してもらって、その額を支払うというような状況をつくるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 委員さんのおっしゃるとおりでございます。あくまでも契約書に基づいて、払う分を補填するという形でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 初任給調整手当については、今栃木市では想定していないというお話ございましたが、仮にこの初任給調整手当が発生した場合は、支払える期間というのはどれくらいになるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） すみません。想定していないので、あまり検討していなかった。基本的には調整額ですので、それはある程度調整、昇給とか今度昇任とかされていきますが、その調整を上回るまでは手当としていけると思います。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） そうしますと、基本的には1年に1回の昇給、昇格だと思うのですが、それでも、その場合昇給、昇格に当たったとしても、そこに達していない場合は、そのまま継続するという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 基本的にはそのような考えだと思います。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 通勤関係で電車賃が、賃金が上がったときには、それに対しての増額というのは考えているのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 通勤の電車賃につきましては、実費弁償という形になりますので、額が上がれば当然お支払いします。基本的には定期券で買う。最長の6か月とか、それを定期で購入しますので、そこでお支払いしています。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

佐藤総務人事課長からご発言があります。

○総務人事課長（佐藤正実君） 失礼いたします。

先ほど議案第25号 栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての審議の中で、過去の不利益処分についてのご質問が天谷委員のほうからあったかと思います。こちらについて、私のほうで……

○委員長（小平啓佑君） ちょっとお待ちください。今の議案第31号を可決したら、またご発言を続けていただくということでよろしいですね。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎発言の訂正

○委員長（小平啓佑君） それでは、佐藤総務人事課長、よろしくお願いいたします。

○総務人事課長（佐藤正実君） すみません。失礼いたしました。

先ほど議案第25号 栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての天谷委員からの質問の中に、過去の不利益処分の実績というご質問がございました。その中で、私のほうで行政手続法について特定非営利活動法人の設立認証、そして行政手続条例の栃木市企業立地促進条例関係、2点ほど挙げさせていただきましたが、行政手続条例の栃木市企業立地促進条例につきましては、処分には至らず、手続の前段で指定の取下げ等がございましたので、処分には至らなかったということでのご報告となります。訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小平啓佑君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時03分）

○委員長（小平啓佑君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第9、議案第45号 栃木市定住自立圏形成方針の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

潮田総合政策課長。

○総合政策課長（潮田美紀君） 総合政策課長の潮田です。よろしくどうぞお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

ただいま上程いただきました議案第45号 栃木市定住自立圏形成方針の変更につきましてご説明申し上げます。議案書は82ページから93ページ、また議案説明書は138ページから155ページとなります。

初めに、議案説明書により説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の138ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、暮らしに必要な生活機能を確保し、圏域のどこでも誰でも安心して「定住」できる環境を整備し、各地域の特色を生かしつつ、圏域の均衡ある発展を目指すため、栃木市定住自立圏形成方針を変更することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、変更の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、140ページ及び141ページを御覧ください。140ページが現行、141ページが変更案となります。まず、第1条の目的でございますが、現行の「合併後の一体感の醸成を図りつつ」について、合併後10年以上が経過しまして、一体感の醸成は図られつつあることから、今後は各地域の特色を生かした取組により圏域全体の均衡ある発展を目指すため、「各地域の特色を生かしつつ」に変更するものでございます。

次に、第2条の基本方針でございますが、国の定住自立圏構想推進要綱の改正に合わせまして、第3号の「圏域マネジメント能力の強化」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等」に変更するものでございます。

次に、第3条の連携する具体的な事項でございますが、主な変更点についてご説明させていただきます。142ページ及び143ページを御覧ください。143ページの中段、イの福祉について、総合的な福祉を推進し、若い世代が安心して結婚や子育てができる環境を整えるため、aの取組内容に（c）として記載のとおり追加いたします。それに伴いまして、bの機能分担に中心地域及び近隣地域における役割を記載のとおり追加いたします。

続きまして、143ページの下段、ウの教育について、多様な人々と協働して課題を解決できる子供を育むため、145ページの1行目に（c）として記載のとおり追加いたします。

続いて、146及び147ページを御覧ください。147ページの下段、（ウ）の雇用の創出について、こちらは産業振興の項目の一つとなりますが、多様な働き方が選択できるよう、aの取組内容に記載のとおり追加いたします。

続いて、148ページ及び149ページを御覧ください。149ページ中段にございますオの防災について、今後も災害に強いまちづくりを推進し、生活機能の強化を図るため、記載のとおり追加いたします。

続いて、150ページ、151ページを御覧ください。151ページ中段にございます（イ）の生活道路の維持管理について、今後道路等のインフラ整備を進める中で、生活道路の維持管理を図り住環境を維持するため、記載のとおり追加いたします。

また、151ページ下段にございます（ア）定住促進のaの取組内容につきまして、本市の強みを生かした取組を進めるため、（b）として記載のとおり追加いたします。

続いて、152、153ページを御覧ください。152ページ下段の（3）圏域マネジメント能力の強化について、国の定住自立圏構想推進要綱の改正に合わせ、153ページに記載のとおり、「資源制約に対応するための圏域マネジメント等」に変更するとともに、155ページのイ、圏域内の公共施設の集約化・共同利用等について、公共施設の最適化の実現に向けた取組を推進するため、記載のとおり追加いたします。

続きまして、議案書についてご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書82ページを御覧ください。議案第45号 栃木市定住自立圏形成方針の変更について、栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、83ページを御覧ください。83ページ以降は、栃木市定住自立圏形成方針の変更後の全文を記載しております。先ほど議案説明書にてご説明させていただきました変更点を反映したものととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございます。

まさにこのとおり、これの先を行かなければならないと私は思っております。あくまでも自立圏構想というこういうものでありますが、これは要望にもなるかもしれません。やっぱりこれを職員がよく頭の中にたたき込んで、柔軟な対応、知恵と創造でやっていくべきだというふうに思っているのですが、それについてお考えどうでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 潮田総合政策課長。

○総合政策課長（潮田美紀君） お答えいたします。

今回の特に目玉となるものは、定住自立圏の構想の中で資源制約に係るもの、インフラの老朽化

ですとか人員の不足という形が大きな課題になってくると思いますし、今現在も進行しているというところでございますので、こういったものは個人とか単独組織ではなかなか解決できませんので、全庁挙げてスクラムを組んで、こういった問題に対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうなのですが、私が言うその先を知恵と創造、ここら辺も職員一人一人がきちんと栃木市をよくするのだということに立っていないと、いつも言うのですけれども、ただ書いてあるだけになってしまうので、その努力は物すごく必要だと思うのです。どうでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 潮田総合政策課長。

○総合政策課長（潮田美紀君） 職員個人個人がそういった意識を持つということは、非常に大切でありまして、旗振り役の課は当然ございますが、そういったものが中心になりまして、ある程度話し合いとか、そういった協議の場を設けまして、そこで我が事のような形で取り組むような姿勢を築いていけるように考えております。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） よく言うのですね。横串を刺してとかというのを職員の方は言うのですけれども、私に言わせれば、全然刺さっていないのです。要は連携が少ないのではないかと。そこら辺がやっぱり資源の活用なり、ここにも子育てもいろいろありますけれども、全課を挙げてやってもらわないと、この先の社会情勢を考えていくと、非常に栃木市は厳しいと。よく分かっているのですけれども、ぜひ横串をきっちり刺して行ってもらいたいというふうに要望しておきます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第45号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第17号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第10、議案第17号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） 財政課長の深津でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

ただいまご上程いただきました議案第17号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和7年度栃木市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億471万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815億2,527万6,000とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるというものであります。第2項は、繰越明許費の変更は、第3表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の変更は、第4表、債務負担行為補正による。第2項は、債務負担行為の廃止は、第5表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の変更は、第6表、地方債補正によるというものであります。

次に、4ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページ、5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。8ページから10ページは、第2表、継続費補正（追加）であります。所管関係部分は8ページの1項目め、本庁舎改修事業から4項目めの大平公民館管理運営費までの4件及び9ページの下から3項目め、水槽付消防ポンプ自動車購入事業の計5件であります。

まず、1項目め、本庁舎改修事業につきましては、本庁立体駐車場照明のLED化工事について、器具の調達に時間を要し年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次の2項目め、地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（藤岡）につきましては、基本計画策定業務について、最終候補地の前提に時間を要したことに併せて建設候補地選定調査業務を追加したため、年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次の3項目め、地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（都賀）につきましては、旧都賀公民館跡地外構工事について、フェンスの納入に時間を要していること及び市道43110号線、43118号線道路整備工事について、想定していなかった埋設物の撤去と電柱移設に時間を要したため、年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次の4項目め、大平公民館管理運営費につきましては、ALC天井の剥落防護ネットの設置及び建物南部分の屋上防水工事のための設計業務委託を追加いたしました。年度内の完了が見込めないことから、繰越しをさせていただくものであります。

また、エレベーター停電時自動着床装置用バッテリー交換工事について、公民館天井及び屋根改修の方向性が決まってから行うこととしたため、年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次に、9ページをお開きください。下から3項目め、水槽付消防ポンプ自動車購入事業につきましては、車両の生産に遅延が生じており、年度内の納入が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次に、11ページをお開きください。第3表、繰越明許費補正（変更）であります。所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、12ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（変更）、次の13ページ、第5表、債務負担行為補正（廃止）であります。こちらも所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、14ページをお開きください。第6表、地方債補正（変更）であります。14ページが補正前、次の15ページが補正後となっております。補正前の起債の目的欄、1項目め、障がい福祉事業から最後の文化会館施設整備事業までの計18件について、起債の限度額を補正後のとおり変更させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、少し飛びまして、43ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。43ページが歳入、次の44ページ、45ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、46ページ、47ページをお開きください。

2款1項1目1節地方揮発油譲与税は、補正額500万円の増額であります。説明欄の地方揮発油譲与税につきましては、これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、３款１項１目１節利子割交付金は、補正額3,020万円の増額であります。説明欄の利子割交付金につきましては、地方揮発油譲与税と同様、これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、４款１項１目１節配当割交付金は、補正額1,100万円の増額であります。説明欄の配当割交付金につきましては、地方揮発油譲与税などと同様、これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、６款１項１目１節法人事業税交付金は、補正額5,600万円の減額であります。説明欄の法人事業税交付金につきましては、これまでの交付実績などを踏まえ、減額補正するものであります。

次に、７款１項１目１節地方消費税交付金は、補正額１億8,000万円の増額であります。説明欄の地方消費税交付金及び１ページ飛びまして49ページの説明欄、地方消費税交付金（社会保障財源化部分）につきましては、他の交付金等と同様、これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、８款１項１目１節ゴルフ場利用税交付金は、補正額950万円の増額であります。説明欄のゴルフ場利用税交付金につきましては、他の交付金と同様、これまでの交付実績を踏まえ、増額補正するものであります。

次に、10款１項１目１節地方特例交付金は、189万6,000円の減額であります。説明欄の地方特例交付金につきましては、他の交付金と同様、これまでの交付実績を踏まえ、減額補正するものであります。

次に、11款１項１目１節地方交付税は、補正額９億6,812万円の増額であります。説明欄の普通交付税及び特別交付税につきましては、国の法改正による普通交付税の基準財政需要額への算定項目の追加及びこれまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

13款１項２目１節消防費負担金は、補正額140万3,000円の減額であります。説明欄の東北道・北関東道救急業務負担金につきましては、高速道路への出勤率の変更により、当初想定を下回る見込みのため、減額補正するものであります。

次に、50ページ、51ページをお開きください。一番下の段になります。15款２項１目１節総務管理費補助金は、補正額１億6,294万8,000円の減額であります。説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業が完了し、当初想定を下回るため、減額補正するものであります。

次に、52ページ、53ページをお開きください。上から３つ目の４目２節都市計画費補助金は、補正額4,267万4,000円の増額であります。説明欄の街なみ環境整備事業補助金につきましては、歴史的町並み景観形成補助金の補助件数等が当初想定を下回る見込みであるため、減額補正するものであります。

次に、５目１節消防費補助金は、補正額499万6,000円の増額であります。説明欄の緊急消防援助

隊設備整備費補助金につきましては、水槽付消防ポンプ自動車購入事業費等に対する補助金であります。当初想定を上回る見込みであるため、増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、56ページ、57ページをお開きください。2段目の17款1項2目1節利子及び配当金は、補正額854万9,000円の増額であります。説明欄の公共施設整備等基金利子及び次の大澤基金利子につきましては、基金利子が当初想定を上回るため、増額補正するものであります。

次に、2項1目1節土地売却収入は、補正額5,130万円の増額であります。説明欄の市有土地売却収入（管財課）につきましては、東京都大田区地内市有地や、旧大平こどもセンター等の土地売却収入が見込まれるため、増額補正するものであります。

次に、18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額9,600万円の減額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、寄附金が当初想定を下回る見込みのため、減額補正するものであります。

次の企業版ふるさと応援寄附金につきましては、企業からの寄附金が当初想定を上回る見込みのため、増額補正するものであります。

次に、58ページ、59ページをお開きください。一番下の段の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額5億9,462万8,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整のため、基金からの繰入れを減額補正するものであります。

次に、3目1節大澤基金繰入金は、補正額1,151万3,000円の増額であります。説明欄の大澤基金繰入金につきましては、栃木保健福祉センター改修事業費に充当していますが、財源の変更を行ったため、増額補正するものであります。

次に、4目1節庁舎建設基金繰入金は、補正額524万7,000円の減額であります。説明欄の庁舎建設基金繰入金は、本庁舎直流電源装置鉛蓄電池更新工事に充当していますが、事業費が確定したため、減額補正するものであります。

次に、16目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額505万1,000円の減額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金は、山車会館施設改修事業費等に充当していますが、事業費が確定したため、減額補正するものであります。

次に、60ページ、61ページをお開きください。3項目め、25目1節公共施設整備等基金繰入金は、補正額1,291万8,000円の減額であります。説明欄の公共施設整備等基金繰入金につきましては、処分可能財産売却事業費や都賀地域活動支援センター解体事業費等に充当していますが、事業費が確定したため、減額補正するものであります。

次に、21款4項4目2節雑入は、補正額1,059万6,000円の減額であります。説明欄の地方公共団体情報システム機構補助金等（デジタル推進課）につきましては、国の進める標準準拠システムへの移行について、一部の作業を令和8年度実施に変更する必要が生じたなど不用額が発生したため、減額補正するものであります。

次の北部健康福祉センター電気料等（西方地域づくり推進課）につきましては、西方総合支所庁舎管理費の光熱水費が当初想定を下回り、北部健康福祉センターの指定管理者から徴収する負担分の減が見込まれるため、減額補正するものであります。

1つ飛びまして、消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、岩手県大船渡市林野火災における緊急消防援助隊活動に関わる経費負担分の交付が見込まれるため、増額補正するものであります。

次に、22款1項市債であります。市債につきましては、説明欄にありますように市債の種類ごとに細かく分類され、数も多くございます。そのため、各項目の説明内容を追加資料として別紙にまとめさせていただきましたので、恐れ入りますが、お手元のタブレットにあります令和7年度一般会計補正予算（第8号）22款1項市債資料という資料も併せて御覧ください。

市債につきましては、予算書60ページ、61ページの1目1節総務管理債から、次の62ページ、63ページの8目4月社会教育債まで、説明欄で30項目ございますが、合計で1億5,430万円を減額補正させていただきたいというものであります。各項目の説明につきましては、追加資料の記載のとおり、国の補正予算に対応する事業費の増も含め、各事業費の増減や財源の変更等により補正させていただくものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で歳入の所管関係部分についての説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分について説明をさせていただきますので、64ページ、65ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額8,000万円の減額であります。説明欄の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、応募認定退職者が当初想定を下回る見込みのため、減額補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（総務人事課）につきましては、今後支出する見込みがない報酬、職員手当等を減額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額111万6,000円の減額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初想定を下回る見込みのため、減額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額1億3,808万3,000円の増額であります。説明欄の減債基金積立金につきましては、本年度の普通交付税の算定において臨時財政対策債償還基金費が措置されたため、増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額7億4,706万1,000円の増額であります。説明欄の公共施設整備等基金積立金につきましては、土地売却収入等が見込まれるため、また市有施設の老朽化により大規模改修工事等の増加が見込まれ、その財源を確保するため、増額補正するものであります。

次の処分可能財産売却事業費につきましては、旧藤岡地区公民館解体工事等の完了に伴い不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の庁舎管理費につきましては、本庁舎の光熱水費において、また本庁舎直流電源装置鉛蓄電池更新工事の完了に伴い不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、総合支所の整備が予定されており、その財源を確保するため、増額補正するものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、基金に属する東京都大田区地内の土地の売却等が生じたため、増額補正するものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、東京都内市有地の賃借人により、購入の意思表示や鑑定の依頼がなかったことから、不動産鑑定評価手数料に不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額5,808万2,000円の減額であります。説明欄のさくら基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初想定を下回る見込みのため、減額補正するものであります。

次の小平浪平顕彰基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと応援寄附金による寄附額が当初想定を上回る見込みのため、増額補正するものであります。

次のふるさと応援寄附事業費につきましては、ふるさと応援寄附金について、当初想定を下回る見込みのため、寄附募集に関わる委託料及び使用料を減額補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初想定を下回る見込みのため、減額補正するものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額1,615万2,000円の減額であります。説明欄の大平総合支所庁舎管理費、次の都賀総合支所新庁舎管理費及びその次の西方総合支所庁舎管理費につきましては、光熱水費において不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、10目情報システム管理費は、補正額2,838万3,000円の減額であります。説明欄の基幹系システム管理費、次の情報系サーバ管理費、その次のインターネット系システム管理費及びその次の標準準拠システム管理費につきましては、事業内容の見直し及び入札に伴う執行残などにより不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、66ページ、67ページをお開きください。11目地域づくり費は、補正額753万4,000円の増額であります。説明欄の定住促進支援事業費につきましては、東京都通勤者支援補助金やとちぎで暮らすI J U支援補助金について、当初想定を上回る見込みであるため、増額補正するものであります。

次の火の見櫓解体撤去事業費につきましては、事業内容の見直しにより不用額が見込まれるため、工事請負費を減額補正するものであります。

次のコウノトリ生息地環境整備基金積立金につきましては、令和6年度に多く取り崩した分を戻し入れるため、増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額433万4,000円の増額であります。説明欄の大平公民館管理運営費につきましては、施設内ＡＬＣ天井の剥落防護ネットの設置及び施設南部分の屋上防水工事実施のため、設計業務委託料を増額補正するものであります。

次に、14目体育費は、補正額625万3,000円の増額であります。説明欄のスポーツ振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初想定を上回る見込みのため、増額補正するものであります。

次に、15目体育施設費は、補正額750万2,000円の減額であります。説明欄の剣道場、弓道場管理費につきましては、剣道場の耐震改修について、事業内容の見直しにより不用額が見込まれるため、設計業務委託料を減額補正するものであります。

次に、16目諸費は、補正額629万3,000円の減額であります。説明欄の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初想定を上回る見込みのため、増額補正するものであります。

次に、68ページ、69ページをお開きください。2款2項1目税務総務費は、補正額1億7,294万8,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、今後支出する見込みがない給料、職員手当等を減額補正するものであります。

なお、次ページ以降の各科目における職員人件費につきましても、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明につきましては、省略させていただきます。

次の定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業費につきましては、支給事務が完了し、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、2目賦課徴収費は、補正額106万4,000円の減額であります。説明欄の地方税共通納税システム事業費につきましては、納付取扱手数料の額が確定し、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、72ページ、73ページをお開きください。2款5項1目統計調査総務費は、補正額130万円の減額であります。説明欄の会計年度任用職員共済費につきましては、今後支出する見込みがない共済費を減額補正するものであります。

なお、次ページ以降の各科目における会計年度任用職員共済費につきましても、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、少し飛びまして、82ページ、83ページをお開きください。上から2つ目、4款1項3目環境衛生費は、補正額3,776万8,000円の増額であります。説明欄の再生可能エネルギー普及促進基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が新たに追加されたため、増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、102ページ、103ページをお開きください。9款1項1日常備消防費は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、栃木消防署管理運営費につきまして、

特定財源として見込んでいた東北道・北関東道救急業務負担金が当初想定を下回る見込みであるため、財源内訳にありますように一般財源に財源を振り替えるため、補正するものであります。

1目飛びまして、3目消防施設費は、補正額1,056万9,000円の減額であります。説明欄の消防基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初想定を上回る見込みのため、増額補正するものであります。

次の北部分署整備事業費及びその次の高規格救急自動車購入事業費につきましては、造成工事や購入事業の完了により不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、5目災害対策費は、補正額651万1,000円の減額であります。説明欄の危機管理事業費につきましては、全国瞬時警報システムについて受信機更新業務等の事業費が確定し、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、112ページ、113ページをお開きください。12款1項1目元金は、補正額900万円の減額であります。説明欄の市債償還元金につきましては、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、2目利子は、補正額700万円の減額であります。説明欄の市債償還利子につきましては、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）に関わる所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

では、お願いします。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

8ページの本庁舎改修事業費、繰越しとなりますけれども、立体駐車場のLED化の機器の納入遅延ということですが、蛍光灯の2027年問題を踏まえて、今後の見通しについてお伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） お答え申し上げます。

これは、立体駐車場のLED化について申し上げます。よろしいのでしょうか。立体駐車場の照明

466本ございますけれども、その全てについてLED化することになっておるのですけれども、その製造元のほうで製造が追いつかない関係で納品が遅れて、それで繰越しをするというものなのですが、6月中には工事が完了する見通しでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 65ページです。大澤基金積立金で大田区の土地が売却になったということでございましたけれども、この辺の内容を詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） お答えを申し上げます。

東京都内の土地、これは大澤シズおうなから寄贈していただいた土地なのですが、そこに以前からお住まいの方がその土地を購入したいということで、令和6年度中にお申出がございましたものですから、その売却を進め、令和7年度中に売却が調ったということでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 大澤さんから寄附をいただいた現在持っている市の土地というのは、どのくらいあるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） お答え申し上げます。

令和8年度末で2,229.4平米残っております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうしますと、今後もこの土地の賃貸料が入ってくるという考えでよろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） 年間で六百数十万円入ってくる見込みでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかに。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 9ページの消防費、水槽付消防ポンプ自動車購入事業というのが、先ほどの説明だと車両を手に入れるのに遅延しているというふうにお聞きしたのですけれども、ちょっと説明をしていただけますでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 名瀬警防課長。

○警防課長（名瀧恭司君） お答えします。

車両の製造のほうが遅延しておりましてということで、艤装のほうが間に合わないということで、納期の期日が遅れるということでの繰越しになります。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 艤装が間に合わなくて遅れているということに対して、市民の方にもし火事とかそういうことがあったとき、その支障はないのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 名瀧警防課長。

○警防課長（名瀧恭司君） まだ替える前の車両で対応したいと思っておりますので、そこは大丈夫でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 65ページの支所及び出張所費、先ほどここで減額補正の説明していただきましたが、不用額という表現だったのですが、この不用額という内容についてお伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） こちら3支所の光熱水費の減額なのですけれども、当初予算から実際に使用していて、それに対して光熱水費がそこまでかからなかったということで、残りの分を不用額というふうな表現とさせていただきました。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 67ページの火の見櫓解体撤去事業費が減額になっているのですけれども、市民の方から火の見やぐらがすごく子供が上ったりして危険だというふうに言われて、たしか昨年、あともう少し残っているというふうに言われたのですけれども、今どれぐらい残っていて、どうして減額になったのか教えていただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 鈴木地域政策課長。

○地域政策課長（鈴木邦彦君） お答え申し上げます。

本年度につきましては、藤岡の2つの火の見やぐらを撤去いたしました。それに対する不用額が今回発生したという形でございます。今後の予定といたしましては、予算の関係で少しずつ後ろ倒しになっている状況でございまして、当初令和10年で完了の予定でございましたが、またこれもこの後の予算の状況によっては、若干後ろ倒しにずれ込むかなというふうに見込んでいるところでございます。ちなみに、来年度は岩舟地区2地区の撤去を予定しております。

当初、これを解体するということで取組をした経緯といたしましては、消防本部や危機管理課など関係部署と協議の上、どこが主体的に予算を持って執行していくかというところで、地域政策課という形、これは自治会との関係が非常に強い施設、例えば消防小屋とか、そういったものも付設している状況がありまして、地域政策課のほうで所管したわけでございますが、当然各地区の設備

の状況等をまず把握して、それを細かく費用計算をしまして、あと予算の状況とで計画を立てていったという経緯があって、どうしてもかなりの数がありますので、こういう長期にわたる計画で取り組んでいくということに至ったものでございます。以上でございます。

失礼しました。あとどのくらいですが、最終的に令和10年の予定ですが、二、三年ずれ込むかなというふうに所管課としては見込んでいるところです。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

追加で、鈴木地域政策課長。

○地域政策課長（鈴木邦彦君） 箇所は地区としましては、まだ大平、藤岡の一部、都賀の一部と西方の一部が残っておりまして、すみません、数に関しては、消防小屋とかそういったものもあるので、細かい数字で何施設というふうには今お答えできませんが、現地調査も含めて毎年確認しながらやっているという形でございますので、あと二、三年、もうちょっとというところになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） すみません。確認なのですが、先ほど大平、都賀、西方、来年は藤岡と岩舟を2つ撤去するとご答弁くださいましたけれども、確認をして古い順というか、危ない順から撤去するという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 鈴木地域政策課長。

○地域政策課長（鈴木邦彦君） お答え申し上げます。

基本的には老朽化の状況と、それからその撤去にかかる費用などを考慮しまして計画を立てているということで、実施しているところでございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第17号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小平啓佑君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時13分）